

私たちは、重い障害の子どもたちの命と笑顔を守るため、そして地域で安心して暮らしていく為に、次のようなことを求めて活動しています。

- ① 充実した日中活動の場（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護）の拡充
- ② 安心できる教育環境（看護師配置等）
- ③ 医療型短期入所の受け皿（特に緊急時）の確保
- ④ 訪問看護・訪問介護の人材の確保
- ⑤ その他、個々のニーズに応じた改善策への取り組み



<ブロック大会（各県持ち回り）>



<在宅分科会の様子>

九州・沖縄 各県在宅部会連絡先

- ◆福岡県支部 在宅部会長 宇野 久美子
☎093-681-2735
- ◆佐賀県支部 支部長 山部 幸子
☎090-9407-9821
- ◆長崎県支部 在宅部会長 須田 恭子
☎080-3974-4897
- ◆熊本県支部 在宅部会長 岩崎 智枝子
☎096-338-6295
- ◆大分県支部 支部長 宇都宮 伯夫
☎0978-63-1001
- ◆宮崎県支部 在宅部会長 井島 尚子
☎0985-54-7235
- ◆鹿児島県支部 在宅部会長 黒木 理恵子
☎0995-47-0633
- ◆沖縄県支部 在宅部会長 上江洲 朝一
☎098-861-1480

お母さん！ ひとりで悩まないで！

重症児・者等のお子さんを介護している方々で、短期入所・通園・通所・医療・リハビリテーション・教育など、心配や悩み事はありませんか？一緒に考え共に行動しましょう！



入会のご案内

守る会に入会を希望される方は、各県支部在宅部会長又は下記事務局までご連絡ください。

年会費 *正会員 9,000円
(守る会本部 8,400円+ブロック会費 600円)

尚、県支部会費は各県異なりますので、ご確認ください。

◎会員になりますと次の機関紙・広報誌がご自宅に届きます。

- ☆守る会本部 冊子「両親の集い」 ……毎月
- ☆ブロック機関紙「芽ぐみ」 ……年2回
- ☆在宅ネットワーク九・沖 ……年1回
- ☆各県支部広報誌 ……随時

全国重症心身障害児(者)を守る会 九州・沖縄ブロック在宅部会

在宅部会長 宇野 久美子

【問い合わせ先・事務局】
TEL 090-9474-0541(岩崎) E-mail kuma3151@aqr.bbq.jp

担当者

輝くいのち！ みんなで 守りましょう

たとえ一人の声は小さくても、
皆で力を合わせれば大きな力となります。
共に喜び・助け合いましょう！



会の三原則

1. 決して争ってはいけない。
争いの中に弱いものの生きる場はない。
2. 親個人がいかなる主義主張があっても、重症児運動に参加するものは党派を超えること。
3. 最も弱いものをひとりももれなく守る。

全国重症心身障害児(者)を守る会とは

全国重症心身障害児(者)を守る会は、昭和39年6月に結成。以来、半世紀がたちました。「最も弱いものをひとりももれなく守る」との理念のもとに、重症心身障害児(者)の福祉の向上を訴え、医療を求め、教育を願って在宅や施設での活動を続けて今日に至っています。

私たちの活動は、どんなに重い障害があっても人として尊重され、あたりまえに暮らせる幸せを願い、社会の共感を得ながら、ともに育ち、ともに生きる親を目標に全都道府県に支部を設置し活動を続けています。

九州・沖縄ブロック在宅部会は、全国8ブロックの中の1つであり、在宅の保護者の会として、在宅で暮らす重い障害の子ども達が、地域で安心して暮らせる社会を目指して、本部活動と連携し、研修会や情報交換等を行っています。

会の構成



*全国大会及び九州・沖縄ブロック大会が開催されます。

各県在宅部会の活動

療育キャンプ



ブロック研修会



秋の遠足



柿狩り



梨狩り



クリスマス会



療育キャンプ

各県在宅部会では、多くの皆様方のご協力を得て、いろいろな行事に取り組んでいます。

◆「療育キャンプ」は、県の補助事業（福岡県・宮崎県）や本部補助事業を受けて実施しています。

◆「きょうだい支援事業」「巡回療育相談」「保護者研修会」等は本部補助事業を受けて実施しています。

巡回療育相談



きょうだい支援事業

☆重症心身障害児者とは…?

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害児といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児者と呼ぶことに定めています。

【大島の分類】

| | 【大島の分類】 | | | | | (IQ) |
|--|---------|-----|------|------|------|------|
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 80 |
| | 20 | 13 | 14 | 15 | 16 | 70 |
| | 19 | 12 | 7 | 8 | 9 | 50 |
| | 18 | 11 | 6 | 3 | 4 | 35 |
| | 17 | 10 | 5 | 2 | 1 | 20 |
| | | | | | | 0 |
| | 走れる | 歩ける | 歩行障害 | すわれる | 寝たきり | |

都立府中療育センター元委員長大島一良博士により考案された判定方法

1～4の範囲が重症心身障害児です。

☆ 5～9は定義に当てはまりにくいのですが

- ① 絶えず医学的管理下におくべきもの
- ② 障害の状態が進行的と思われるもの
- ③ 合併症のあるものが多く、周辺児と呼ばれています。

